

# 豊臣政権成立への歴史的前提——小牧・長久手の戦いに至る政治過程——

西 尾 大 樹

はじめに

近年、豊臣政権成立過程の視座から、天正十年（一五八二）六月二日の本能寺の変において、織田信長が横死して以降の政治状況を論じた研究が増えてきている。<sup>①</sup>ここでは、同十二年（一五八四）三月に勃発した小牧・長久手の戦いに至る経緯が、重要な論点の一つとなっているが、これは、前年の賤ヶ岳の戦いに至る過程で、羽柴秀吉が織田信雄を織田家の家督に推戴した事実が注目されたことによる。即ち、秀吉が賤ヶ岳の戦いを契機に、信長後継としての立場を確立したとみる従来の見解が見直され、秀吉が何時、如何にして自らが推戴した信雄を克服し、織田家重臣としての立場から脱却したのかということが問題となっている。この点について、現状では、大きく二つの学説が対立する様相となっている。

尾下成敏氏は、秀吉の策動により、天正十一年（一五八三）六月下旬から七月中旬までの間に、信雄は安土城を退去したとし、それに伴って京都支配も挫折、天下人の座を追われたとしている。<sup>②</sup>つま

り、秀吉は畿内から信雄を追放し、小牧・長久手の戦い以前に、天下人として政権を成立させていたとみるのである。

一方で藤田達生氏は、賤ヶ岳の戦い以降も秀吉はあくまで織田家重臣としての立場にとどまっていたが、天下を狙って信雄と微妙な関係にあり、信雄が「安土幕府」を再興したことに対して、天正十一年九月の大坂築城に際して、「大坂遷都」と「將軍任官」を目論んで挑発し、織田家からの独立を遂げたとみる。<sup>③</sup>そのため、藤田氏は、小牧・長久手の戦いを、天下人を決するための天下分け目の戦いであったと位置づける。

両学説において、筆者が問題と考える個別の指摘については、本論において適宜行うこととするが、両説とも、天正十一年九月までに、秀吉から信雄へ攻撃的なアプローチがあったとする見解では共通している。果たして、当該期の秀吉にこうしたクーデターともいふべき、政権奪奪・信雄排除への急激な方針転換がなし得たであろうか。

賤ヶ岳の戦い直後の天正十一年五月八日に、高野山の僧快春が、

四国の香宗我部親泰に畿内の情勢を伝えた書状には、「雖然天下之體、未相定候、畿内之儀茂不靜候之間、一旦羽筑得利候共、其運又程有間敷候存候<sup>④</sup>」と記される。また、年が明けた翌十二年正月十一日付の、毛利氏の外交僧安国寺惠瓊の書状には、秀吉について「日本を手之内ニまワし候、今日まで八名人ニて候、明日之不慮ハ不存候<sup>⑤</sup>」と評しており、秀吉権力が未だ盤石ではなかったことを示している。さらに、同時期に記されたルイス・フロイスの書簡には、秀吉が他の織田家重臣から、謀反を起こされかねない状況にあることが記されている<sup>⑥</sup>。

また、信雄が秀吉と親密であった三人の家老を殺害し、秀吉に宣戦布告したのは、天正十二年三月六日のことであった<sup>⑦</sup>。両学説で示されている、秀吉から信雄への攻撃的なアプローチからは、かなりのタイムラグがあることがわかる。その間、信雄が無抵抗であったと考えるのは明らかに不自然であろう。

それだけでなく、秀吉と共に信雄を織田家家督に推戴したはずの、丹羽・池田氏等をはじめとした多くの織田家中の有力者たちが、合戦に際して秀吉に味方した事実も無視できない。谷口央氏の研究<sup>⑧</sup>によると、信雄方は開戦当初、池田・森といった織田家重臣たちが、味方してくれることを想定していたことが明らかにされている。しかし結果として、池田・森らが、反秀吉の立場をとることはなかった。秀吉による信雄への「下剋上」が謀反とみなされた場合、こうした事態は起こらなかったのではないか。これらの事実を踏まえる

と、秀吉・信雄の関係とその変遷について、より詳細に再考する必要性があると筆者は考える。

以上のことから本稿では、上述した問題意識のもと、小牧・長久手の戦い勃発の原因となった、賤ヶ岳の戦い以降における秀吉と信雄の対立要因と、開戦に至る政治過程を明らかにしたいと考える。

## 第一章 賤ヶ岳の戦い前後の政治状況

### 第一節 信雄の織田家家督就任

まず、本能寺の変以降の政治過程で、信雄が織田家家督を継承した経緯を整理する必要があるが、この点については、既に先述の尾下・藤田両氏に加え、加藤益幹氏の研究に詳しいため、ここではその概略を記すにとどめる。

天正十年六月二十七日の清須会議において、信長嫡孫の三法師を織田家家督に擁立し、秀吉等四人の宿老が政權運営を担う体制が決定されるも、三法師の居所問題や信長葬儀を巡って、織田信孝・柴田勝家等と対立を深めた秀吉は、丹羽・池田と談合し、信雄を新たな家督に擁立する動きを見せた。

先行研究では、信雄推戴を伝えた秀吉書状に記される「御代<sup>⑨</sup>」という信雄の政治的立場の解釈を巡って、議論が交わされている。尾下氏は、他の秀吉書状に、「御家督」の表現がみられることと合わせ、この時信雄が擁立された地位は、三法師が成人するまでの暫定的な家督であったとみている<sup>⑩</sup>。この信雄の家督継承が、これ以降の

政局を左右する重大な画期となったことは確かだが、筆者はここで、家督に就いた信雄が、信長亡き後の織田政権の長たる地位を確かなものとし、相応の権力を行使した点に注目する。

織田家督継承後信雄は、天正十年末の安土城への入城<sup>⑬</sup>以外にも、信長の計画した伊勢神宮の遷宮事業の引き継ぎ<sup>⑭</sup>や、安土山下の町中への定書の発布<sup>⑮</sup>など、信長後継としての権限を行使している。それに対して、政権内の武将たちも、安土城の信雄のもとに参礼し<sup>⑯</sup>、新たな当主として推戴する姿勢を示した。また、信雄が伊勢国の山田三方に対して、安土入城の祝儀への礼を述べた書状中には、「弥天下泰平・国家安全之節候<sup>⑰</sup>」と記されており、信雄自身も新たな政権の長としての自覚を持って臨んでいたことがわかる。これらを踏まえると、賤ヶ岳の戦い後に、信雄が秀吉に対して、即座に天下人としての座を明け渡すとは考えられない。

尚、この時点での信雄の立場を巡っては、近年中村博司氏によって、信孝が就いた名代のポストを信雄は引き継いだものに過ぎない<sup>⑱</sup>との見解が示されている。秀吉の政権篡奪過程において、信雄の存在を特に問題とはしていないのである。しかし、そもそも信孝が名代ですらなかったことを示す、『多聞院日記』天正十年七月七日条に触れていないなど、先行研究活用史料の批判が十分とはいえず、また後掲の佐々成政書状の記載よりも、海外史料であるフロイスの記事を特段の傍証なく信用するなど、論証過程に問題があり、その論旨は首肯できるものではない。

## 第二節 合戦終結後の信雄・秀吉関係

本節では、前節でみてきたように、対立する織田信孝・柴田勝家らに対して、秀吉等が信雄を家督に推戴することで、政権内の抗争を優位に進め、賤ヶ岳の戦いに勝利したのちに、信雄といかなる関係を築いていたか、先学に導かれながら整理していきたい。

合戦直後の天正十一年五月二十一日、信雄は京都奉行を任命し、京都の本格的な支配に着手する。

### 【史料①】<sup>⑳</sup>

一 京都奉行職事申付之訖、然上公事篇其外儀、以其方覚悟難落着仕儀有之者、相尋筑前守<sup>(羽柴秀吉)</sup>、何も彼申次第可相極事、

一 於洛中用事有之者、信雄以墨付何時茂可申出候、不然者下々申越候共不可信用事、

一 其方事程隔とて自然讒言云成等事在之者、直ニ申聞可随其、不申出以前者、如何様之取沙汰雖有之、聊不可氣遣事、

右条々、可成其意候也、

天正拾壹年

五月廿一日

信雄判

玄以

【史料①】の一ヶ条目において、前田玄以を京都奉行に任命する旨を記し、裁許しがたい案件については、秀吉に相談するよう命じ

ている。二ヶ条目は、信雄の京都支配に対する意気込みを考慮うえで重要であり、すなわち洛中の支配に関する指示の伝達には、信雄の「墨付」が必要であると定めており、信長亡き後の織田家当主として、天下支配の要たる京都を掌握しようとする、信雄の姿勢が感じられる。

またこの頃、織田政権内の武将たちも、信雄を信長の後継者として認識していたことが、次の史料からわかる。

【史料②】

(前略) 然者伊勢之国司二御すハリ候 (織田信雄) 御息様、(信長) 上様御時不相替天下被成御存知候、羽柴筑前万端御指南申儀候、(後略)

【史料②】は、六月十七日付で認められた、越中国の佐々成政の越後新発田氏宛書状であるが、これによれば「御息様」、すなわち信雄が、信長生前期と変わらず、天下を治めているという。注目すべきは、信雄に対し、「上様」すなわち信長と同様に、欠字を用いて敬意が示されている点である。ここからも、織田家当主としての信雄の地位が窺われる。また、秀吉の政治的地位について、「万端御指南」と表現され、指南役として信雄を補佐する存在であったことが確認できる。

同じ政権内の武将から、信雄の指南役として認識されていた秀吉であるが、その秀吉も、合戦前と同様、信雄を主君として推戴する

姿勢であったことが、滝川一益降伏の際の書状<sup>②</sup>の分析により明らかになっている。

こうしたことから、信雄を中心とした政権の運営が行われていたと思われるが、尾下氏はこの時期、政権内の武将たちに対して、秀吉単独で知行宛行や国替が行われ、それを媒介に主従関係が成立したとみている<sup>③</sup>。詳しく検討してみたい。

【史料③】

越前国并賀州内余禰郡、能美郡両郡、惟五郎左へ一職申談候之処、余禰郡之儀、其方へ惟五被進之候、於秀吉尤候條、彼郡一職召置、百姓等召返、政道以下専要候、在々江雖可申触候、其方堅可被申付候、爲其如此候、仍如件、

天正十一

四月廿七日

溝口金右衛門尉殿 (秀勝)

筑前守(花押)

【史料③】は、秀吉が丹羽氏配下の溝口秀勝に宛てて出した書状であるが、尾下氏は傍線部分の検討から、秀吉による丹羽領への関与が見られ、それを秀吉単独での知行宛行実施の一例とみる。しかし、溝口秀勝へは丹羽長秀から後に正式な知行宛行状が発給されており、本史料を、秀吉から溝口への知行宛行権の行使とみることはできない。確かに、秀吉が丹羽領への何らかの影響力を有していた

ことは確認できるが、それ以上のことを読み取ることはできない。

続いて池田氏の例として、尾下氏は『多聞院日記』天正十一年五月二十五日条の「大坂ヲハ池田紀伊守ヨリ筑州へ渡了、池田ハ濃州へ入了、何方モ大旨入替云々」<sup>④</sup>という記述を取り上げ、秀吉主導の国替が行われたとする。しかしこの史料から読み取ることができるのは、大坂が新たな領主である秀吉に渡され、池田氏が美濃国に移ったという事実のみで、秀吉が上位権力者として、池田氏に、国替を強制した様子は見受けられない。

なお尾下氏は、他にもいくつか秀吉による単独での知行宛行権行使の事例を挙げているが、いずれも知行を媒介に、織田家重臣たちと明確な主従関係を結んでいるとは言い難い。さらに、谷口央氏が述べているように<sup>⑦</sup>、前掲の【史料①】が出された日付から、池田氏の国替について述べた『多聞院日記』の記録まで、わずか四日しか経過しておらず、時系列上、信雄による京都奉行任命から四日後に秀吉が単独で知行替えを行うのは、不自然である。やはりこの時期の国替の実施主体としては、信雄を想定するべきと考える。

ではこうした国替のように、秀吉からの指示を受けた政権内の武将たちは、どのような認識であったのか。類推できるものとして、佐々成政の一例を挙げたい。成政は天正十一年四月二十八日に、秀吉からの書状によって、北国の取次を依頼されている。

#### 【史料④】<sup>②</sup>

越後儀弥遂相談、国切ニ於相澄者、執次之儀貴所へ可相定候、越後存分相滞儀も在之者、秀吉出人教急度申付、彼国之事者其方可被任覚悟候、為其如此候、恐々謹言、

羽柴筑前守

卯月廿八日

佐々内蔵助殿  
(成政)

秀吉(花押)

右の【史料④】傍線部では、越後国、つまり上杉氏への取次について、成政に一任する旨が記されている。秀吉からの指示伝達の重要な一例といえよう。

そして、この命令を受けた成政側の認識として確認できるのが、前掲した【史料②】である。【史料④】が出されてから一カ月以上が経過しているが、先ほども指摘したように、成政はあくまで天下を治めているのは信雄、それを指南する役回りとして秀吉を認識している。この点から、この時期の秀吉による権力行使は、上級権力たる信雄の存在を前提としていたことが裏付けられる。

以上、賤ヶ岳の戦い以降における、信雄・秀吉の関係を整理してきた。信雄が信長の後継者として織田家家督の座に就いて、政権のトップに位置づけられ、秀吉が他の信長旧臣とは一線を画し、当主信雄を全面的に指南する役回りとして機能していた。

しかし一方で朝廷は、賤ヶ岳の戦い終結後、秀吉のもとへ戦勝の

祝使を派遣するなど（『兼見卿記』）、秀吉への接触を強めていったことがわかる。こうした朝廷周辺を取り巻く情勢と、信雄・秀吉による京都支配の関係について、次節で詳しく検討していきたい。

### 第三節 京都支配をめぐる状況認識

当時、朝廷が秀吉に接近していたことの重要性は、すでに尾下氏が指摘している。尾下氏は、「すなわち信雄が信長の一周忌法要に欠席したことや、朝廷が信雄ではなく秀吉に接近したことが、信雄推戴の取りやめを正当化し、（中略）旧信長勢力内の有力者達をして反秀吉の姿勢を露わにさせなかった理由と推測してよいのではないか。」と述べる。ここでは朝廷の接近以外にも、信長の一周忌法要について言及しているが、本稿の目的に関わってくる重要な指摘のため、あらかじめ検討しておきたい。

天正十一年六月二日、京都大徳寺で行われた法要に、信雄や秀吉が参列したという記録が残る。<sup>③</sup>しかし尾下氏は、この史料が記事内容に疑問の残る後世の編纂物であり、一次史料では信雄が参列した記録がみられないことから、事実上は信雄が欠席したものと推測する。そしてそれが、信雄への周囲の評価を失墜させた要因となったとするが、管見の限り、信雄の欠席を批判する記録や、それを秀吉が弾劾する書状などもなく、仮に信雄欠席が事実であったとしても、それが信雄に対する世間の評価を失墜させた要因とする見解は、推測の域を出ないものといえる。

改めて、朝廷周辺の動向に話を戻したい。『兼見卿記』では、賤ヶ岳の戦い後に秀吉が上洛する際の様子を、「公家衆多分被罷出云々、上下京寺庵不残罷出云々、路次之仕合、信長上洛之砌同前也<sup>④</sup>」と伝え、公家衆たちが大勢で秀吉を出迎え、信長の時と同様であったとする。

またこのような秀吉に対する認識は、イエズス会の宣教師たちも共有していた。フロイス書簡によると、信長の後継者として秀吉が君臨し、天下を支配していると記されており、信雄については、「伊勢の国主」と表現され、実質的には秀吉に従う立場であったとする。<sup>⑤</sup>ここでは、秀吉と信雄との立場の差は明瞭であり、政権内の位置づけとは異なる認識が共有されていることがわかるが、ではなぜこうした認識の差が生まれ、朝廷や公家衆は秀吉を優遇したのであろうか。

その疑問の答えは、織田政権がたどってきた、京都支配の経緯にあると筆者は考える。そもそも、清須会議以降、京都支配を主導してきたのは秀吉であった。第一節で触れた清須会議では、遺領の分配が行われたが、その際秀吉は、山城国を獲得している（『多聞院日記』）。以来秀吉は、京都奉行に自らの家臣を任命して政務にあたらせ、<sup>⑥</sup>京中に対して、率分停止や指出徴収といった実効的支配に着手している。<sup>⑦</sup>京都支配の主導権は、秀吉が握っていたといえよう。

加えて、もう一つ念頭に置く必要があるのは、実力者の保護を求めて奔走する、当時の公家たちの実情である。本能寺の変直後に、

公家たちがさまざま光秀にすり寄り、保護を求めようとしていた実態が明らかにされている。<sup>53</sup>この一件は、公家たちがいかに当時の権力争いに敏感であったかを、雄弁に物語っている。公家たちが、京都支配を主導する秀吉の保護を求めて接近するのは、必然であった。

一方で、信雄と朝廷周辺との関係はというと、信長在世期から、信孝と比べても信雄の公家社会との交流や影響力は薄く、本能寺の変後も同様であったことが、先学によって指摘されている。<sup>54</sup>したがって、ここまでの経緯を加味すると、清須会議以来、十分な公家たちとのつながりを有する秀吉と、賤ヶ岳の戦い後、ようやく京都支配に乗り出した信雄という構図が浮かび上がってくる。ここで再び、前節で提示した【史料①】を確認したい。史料全体としてみれば、確かに信雄は、この判物の発給主体として、前田玄以や秀吉の地位・権限を保障する立場といえるが、同時に一ヶ条目に注目してみると、「何も彼申次第可相極事」という文言は、京都支配を主導してきた秀吉への信頼に依拠して、全面的に政務を一任するともとれる内容である。こうしてみれば、信雄自身が秀吉による、広範な権力の行使を可能にさせたといっても過言ではないだろう。

さらに、【史料①】において、信雄が京都奉行にした前田玄以については、遠藤珠紀氏が、京都奉行任命当初から、朝廷周辺では、秀吉によって洛中の支配を任された人物と認識されていたことを明らかにしている。<sup>57</sup>こうした認識こそが、朝廷による秀吉への依存を強め、その権威を確立させた要因の一端と考えられる。

以上の検討結果から、賤ヶ岳の戦い以降、織田政権内では、織田家当主信雄、それを指南する執政的立場として秀吉が位置づけられていた。しかし、清須会議以降、京都支配を主導してきた秀吉に、信雄自身が依存し、大きな権限を与えたことから、朝廷周辺や宣教師たちの認識として、天下人秀吉、東海大名信雄という構図が、共有されたことがわかる。政権内の位置づけが次第に形式化していく一方で、朝廷周辺や宣教師たちの認識は、実態を伴うものとなっていく。筆者は、この構図が表面化するに伴って、二人の関係は漸次的に悪化し、結果として天正十二年三月の開戦につながったとみている。重要なのは、二人の関係が、急速に破綻したのではなく、徐々に悪化していったということである。そうでなければ、開戦までの大きなタイムラグを正しく理解することができない。なおこの時期、秀吉が政権外の他大名からどのように認識されていたのかについては、関東諸勢力との外交に着目し、次章で検討することにする。

本章の最後に、京都支配に関する先行研究の見解に私見を述べておきたい。尾下説は、はじめにでも触れたが、フロイス書簡の記載に依拠し、秀吉が信雄の任命した京都奉行である前田玄以を従属させて、京都支配の拠点としての自身の在京屋敷である妙顕寺城を普請し、さらに、信雄の支配領域を限定し、京都支配から排除する形で自身の影響力を強化したとする。しかし、秀吉が前田玄以を駆使することができたのも、信雄の権限付与によるものであったことは、

既に指摘したとおりである。また、秀吉による信雄の畿内追放は、フロイス書簡のみでしか確認できない事象であるだけでなく、尾下氏が主張の論拠の一つとしている外宮引付に、「今度就被徙 御座於長嶋、御国郡弥相収目出度時節」<sup>③</sup>と記されるように、安土退城後における信雄の長島城入城に際して、祝いの文言が送られている。長島への入城を、京都支配の挫折の結果と捉えることはできない。

藤田説は、秀吉の大坂城築城に着目し、大坂へ遷都する壮大な計画によって、信雄の京都支配を打破し、織田家重臣の立場からの脱却を画策したとする。いわゆる「大坂遷都論」を核とした言説であるが、「大坂遷都論」は、中村博司氏によって否定されている<sup>④</sup>。大坂築城は、信雄克服のための装置であったといえるが、遷都については、朝廷周辺の記録に記載が全く見られない以上、秀吉による誇大宣伝とみなさざるを得ないだろう。

## 第二章 関係悪化の過程

### 第一節 天正十一年末の異変

本章では、前章でみた政権構造の認識の矛盾を受けて、二人の関係がいつ頃からどのように悪化していき、決裂へと向かうのか、信雄の協力者である徳川家康と秀吉との関係の変化も含めて考察していきたい。

はじめにでも少し触れたが、先行研究においては、天正十一年九月までには、信雄と秀吉の関係が悪化する起点となりうる、秀吉の

行動があったとするが、秀吉にとって信雄は、あからさまに排除しうる人物ではなかった。大村由己の著した『柴田退治記』において、信雄は「先織田三介信雄者、為伊賀伊勢尾張三ヶ国之屋形崇仰之、勢州長嶋居城也」<sup>⑤</sup>と表現されている。尾下氏は、信雄の限定的な支配領域にのみ注目したようだが、「崇仰之」という部分に、秀吉の信雄に対する眼差しが窺える。『柴田退治記』は、天正十一年十一月成立の史料で、誇大に秀吉の事績を記す傾向が認められるが、当該史料からは秀吉が、信雄を尊敬の対象としていたことが窺われ、織田家家督信雄を克服しきれない、秀吉の立場を表現したものである。

では秀吉と信雄の関係は、いつ頃から悪化したとみるべきか。次に示した表1は、賤ヶ岳の戦い後の天正十一年五月以降、小牧・長久手の戦いが始まる天正十二年三月六日までの間に、大坂で催された茶会に出席していることが確認できる武将をまとめたものである。秀吉の茶会については、既に竹本千鶴氏の詳細な研究があり、表1も竹本氏の仕事に導かれたものであるが、竹本氏の主眼は、名物茶器などの「物」や、それを秀吉が使用して創出する「空間」にあり、秀吉主催の茶会以外は網羅しておらず、大坂の津田宗及邸での茶会に招待された「人物」には注目していない。表1では、秀吉が政治的意図をもって交流した武将に着眼したため、一族・家臣等の秀吉家中の人物は勿論、松井友閑や細川幽斎、荒木道薫等の、文化人としての性格を色濃く有する人物は一旦排した。

表1：大坂における秀吉交流武将

年月日	武将	備考	出典
天正11・5・25	滝川一益	秀吉主催	『秀吉様於大坂御唐物揃之事』
9・16	池田恒興	秀吉主催	『宗及他会記』
10・5	織田長益 前田利家 滝川一益	秀吉主催	『宗及自会記』 『秀吉様於大坂御唐物揃之事』
10・7	滝川一益 九鬼嘉隆	秀吉主催	『宗及他会記』 『宗及自会記』
10・15	高山右近 松井康之	秀吉主催	『宗久茶湯日記抜書』
10・16	武田左吉	秀吉主催	『秀吉様於大坂御唐物揃之事』
10・19	筒井順慶 高山右近 蒲生氏郷	秀吉主催	『秀吉様於大坂御唐物揃之事』
10・23	堀秀政 長谷川秀一	秀長同席	『宗及自会記』
10・24	蒲生氏郷		『宗及自会記』
12・3	高山右近		『宗及自会記』
12・9	池田景雄		『宗及自会記』
12・23	伊木忠次 岡田重孝	秀吉同席	『宗及自会記』
天正12・1・4	佐々成政 前田玄以		『宗及自会記』
1・11	佐久間正勝		『宗及自会記』
1・13	津川雄光 関成政 森長可 滝川雄利		『宗及自会記』
1・17	多賀常則		『宗及自会記』
1・19	森三右衛門		『宗及自会記』
1・26	長谷川秀一		『宗及自会記』
2・10	稲葉重通		『宗及自会記』
3・2	金森長近 蜂屋頼隆	秀吉同席	『宗及自会記』

表1を見てみると、特に十月以降、秀吉は頻繁に、大坂に織田家中の人物を招待していることがわかる。十月中の茶会では特に、秀吉自身が主催、または同席したものが目立つ。こうした茶会に招待する秀吉の人選には、信雄の存在を多分に意識した政治的な意図が存在し、信長旧臣たちを数多く招待することによって、自派への取

り込みを図るものであったと考えられる。勿論、天正十一年九月以降、本格的な普請が始まった大坂城を見せることで、自身の実力を誇示する狙いがあったことは言うまでもない。またこうした秀吉の多数派工作は、一定の効果を発揮していたものとみられる。『多聞院日記』によると、「ホリ久太郎(秀政)羽柴同名ニナ

リテ、左衛門督二官位進了、十六万石ノ知行ト申」と記され、信長側近であつた堀秀政が、秀吉に臣従し、官位・領地を与えられていたことがわかる。さらに、美濃國において所領を持つ、池田・稲葉両氏間の知行相論の裁定も、秀吉が行つてゐる。秀吉に対する織田家重臣たちの従属が、急速に進んでゐた証左といえる。

秀吉の多数派工作が展開する一方で、同時期の信雄の動向に注目すると、天正十一年十一月十六日、三井寺において、信雄は内大臣近衛信輔との会見に臨んでゐる。興味深いのは、会見が行われた四日後の十一月二十日に、信雄が切腹したという風聞が流れてゐる点である。水野智之氏の研究によると、本能寺の変以降、信長と親密な関係にあつた近衛前久が京都を追われていた経緯もあつて、権力者との癒着に敏感になつてゐた近衛家は、秀吉以外とのパイプを求めて活動してゐたといふ。そうした近衛家と信雄の接触は、信雄が

秀吉への疑念を抱くきっかけになつたのではないだろうか。そうとすれば、会見が行われてから信雄切腹の風聞が流れる、この天正十一年十一月中旬こそが、信雄と秀吉の関係が悪化する起点となつた時期とみることができよう。ここで注意しておきたいのは、この時期があくまでも、信雄・秀吉関係の悪化の始期なのであり、関係が断絶したわけではないということである。

## 第二節 関東情勢をめぐる家康との関係

小牧・長久手の戦いに際して、信雄に呼応して秀吉に対抗した、

もう一人の重要人物が徳川家康である。当該期における、家康を中心とした関東情勢と秀吉との関係については、すでに多くの研究成果があるが、ここではこれらの先行研究に学びつつ、秀吉による関東秩序への介入が、いかにして小牧・長久手の戦いに発展したのかについて、少しさかのぼつてその経緯をたどることにした。

まず本能寺の変以降の関東では、信長の横死により、織田の名のもとにまとまつたかみえた関東の秩序が乱れ、天正壬午の乱が勃発してゐた。領国拡大を目指す北条氏と、関東旧織田領の継承を図る徳川氏、そこに上杉氏やその他関東諸氏も参入して混戦を極めてゐた。この天正壬午の乱は、天正十年十月末、徳川・北条間の停戦協定成立によつて、収束する。

### 【史料⑤】

急度令啓候、抑今度各申合候処、上方申事在之付而、三介殿自御兄弟当表対陣之儀、令無事、諸事御異見等之儀、我々江頼入候旨、度々御理之条、任其儀、北条氏直与和与之事候、(中略)

恐々謹言、

十月廿八日

水谷伊勢守殿

御名乗御書御判在

右の【史料⑤】は、家康が北条氏と対立してゐた常陸結城氏配下の水谷氏に宛てた書状である。史料の前半部分では、徳川・北条間

の和睦について言及している。この後も、北条氏と関東諸氏との抗争は依然として続いてきたようだが、徳川・北条間の同盟関係は、翌年六月に入り、家康の娘が北条氏に輿入れする計画にまで発展する。家康は、北条氏との関係強化によって、関東の戦乱を鎮静化させる方針であったといえよう。

しかし反北条諸氏が、徳川・北条関係の強化に反発し、畿内で急速な台頭を遂げていた秀吉との接触を試みることで、自勢力の維持を図った。秀吉も、こうした反北条勢力に返信し、信長以来の関係を確認し、疎略にしない旨を伝えている。

こうした経緯を受けて、秀吉は家康に書状を認め、早急に関東の「無事」を調えるよう要請した<sup>⑤</sup>。これに応える形で、家康は北条氏に対し「惣無事」要請を伝達するが、直後に北条氏は沼尻合戦へと突入し、関東における「惣無事」実現は頓挫する。つまり、秀吉・信雄関係に陰りが見え始めるころ、家康は秀吉の権威を背景に関東の戦乱を鎮めるか、または、北条との関係を維持し、秀吉・関東諸氏と対決するかを選択を迫られていた。その結果、家康は秀吉打倒を目指し、信雄との同盟に踏み切ったものとみられる。

概略的に、関東情勢における小牧・長久手の戦いに向けた動きを追ってきたが、ここで、なぜ秀吉が反北条勢力に頼られたのかという疑問が浮上する。またこの問題は、なぜ織田家当主たる信雄が、差し置かれたのかという問題と不可分である。そこで、前掲【史料⑤】の前半傍線部における、徳川・北条の停戦協定にみる、信雄の

関与と立ち位置について確認してみたい。すなわち、「三介殿自御兄弟当表对阵之儀、令無事」とあるように、家康は信雄らの要請を受けて北条氏と提携を結んだことがわかる。信雄は、徳川・北条同盟の呼びかけ人であった。そうした経緯により、関東状勢を打開するための仲介者として、信雄が反北条勢力から期待を得られなかったといえよう。

一方の秀吉は、先述したように畿内において急成長を見せていただけでなく、賤ヶ岳の戦い前後における、上杉氏との提携関係から、新たな権力者として反北条方から期待されていたことがわかる。天正十一年四月朔日付で上杉景勝に宛てた、常陸の佐竹義重の書状には、「就中秀吉江弥被申合由肝要至極候、随而義重事秀吉江無二申通候、於時宜者可御心安候」とされ、同じころ、宇都宮国綱の書状には、「殊秀吉近日御入魂候哉、猶以深重被相談、都鄙平均ニ可被廻御調略事尤候」と記される。秀吉・上杉間の提携への期待の高さが窺い知れる。

つまり反北条勢力は、北条との関係を強める家康に見切りをつけ、秀吉・上杉ラインに接近したものとみられる。ではこの時期、秀吉と積極的に外交関係を築いていた上杉氏は、秀吉に対して、どのような認識を抱いていたのか。信雄・秀吉関係を考察するうえで興味深い史料がある。

## 【史料⑥】

初秋下旬之芳札、去月中旬到来、披閱快然之至候、当年関左越

山令必然候処、羽柴筑前守依入魂条々子細共有之、移居諸候、

(中略) 次上方之儀、羽柴五畿内之助言無別儀候由間、如何様

自是可申述候、恐々謹言、

(天正十一年)

十月三日

景勝(上杉)  
(花押)

佐竹次郎殿(義重)

右の【史料⑥】は、尾下氏・藤田氏らの研究で取り上げられることはなかったものの、当該期の信雄・秀吉関係を考察するうえで極めて重要な史料である。上杉景勝から佐竹義重に送られた書状であるが、内容を見ると、前半部分には、これまで指摘してきたような、秀吉と上杉氏との提携関係が窺える。注目すべきは傍線部である。秀吉はこの時期、「五畿内之助言」という政治的立場にある者として、上杉氏から認識されていたのである。即ち、秀吉はあくまで執政的立場から織田家家督である信雄をサポートする立場であったことが裏付けられる。この「五畿内之助言」という表現は、前章で提示した【史料②】における「羽柴筑前万端御指南」とも符合し、信雄の存在を前提とした秀吉の立場を表現したものと見える。

同時に、こうした文言からは、秀吉が信雄の執政的立場から、外交などの政策面において、信雄に意見できる関係にあったとみることもできる。秀吉への接近を試みた反北条勢力は、こうした秀吉の影

響力に期待を寄せていたのであろう。さらに付言しておく、「無別儀」という部分も看過できない。なぜなら、天正十一年十月初頭の段階において、信雄・秀吉関係が依然安定していたことを意味するからである。

以上、関東情勢と畿内の動向との関連から、家康が信雄と結託して、秀吉打倒を目指すという選択を迫られることになった経緯を明らかにし、反北条勢力が上杉氏を通じて、秀吉を頼りにした理由も確認した。家康は、秀吉の権威を背景に関東の混乱を鎮めるか、秀吉に対抗するかの判断を迫られていたのである。またそこまで秀吉の影響力が関東に及んだ背景に、徳川・北条協定に関与した信雄ではなく、畿内で着実に台頭してきた秀吉を頼りにした、反北条諸氏の存在があった。また、上杉・秀吉間の通交関係から、改めて秀吉が天正十一年十月段階で、信雄を支える織田家重臣としての立場に留まっていたことも確認した。信雄と秀吉の関係に陰りが見え始めるころ、秀吉と家康の関係にも亀裂が生じていたのである。

### 第三章 決裂の要因

#### 第一節 家臣団への懐柔策

天正十一年十一月中旬が、信雄・秀吉関係の決裂時期ではなく、関係悪化の端緒であった点は、すでに指摘したとおりであるが、ではいかなる要因によって、二人の対立関係が決定的となったのかについて、本章で考察していく。

小和田哲男氏の研究<sup>②7</sup>によると、天正十一年末に、秀吉が信雄に対して大坂城への出仕を要請したが、信雄は拒み続け、翌十二年正月に、三井寺で会見が実現するも、その場で決裂したとする。この見解は、堀新氏も踏襲するところとなっている<sup>②8</sup>。しかしながらこの事件は、『大日本史料』所収の後世編纂史料にしかみられないものであり、管見の限り一次史料上において、そのような事実を確認することができないため、保留しておく。以下、筆者が考える決裂の要因について見ていく。

藤田氏も指摘するように、秀吉は鞆にいた將軍足利義昭を帰洛させる計画<sup>②9</sup>だった。これは、秀吉が大坂築城に伴い、本願寺の移転や教会の建設などを進めていたことと合わせて、新旧勢力を積極的に誘致して自らの権威づけを図っており、織田家当主信雄を克服する材料を着々と揃えていたためと考えられる。秀吉が取り込もうとしていたのは、それだけではない。信長旧臣の陪臣についても同様である。

まず池田氏の場合については、伊木忠次を挙げることができる。

『池田家履歴略記』には、天正十二年三月の開戦に際して、信雄・秀吉どちら方の陣営に付くか、揺れる池田家中の様子が伝えられている<sup>③0</sup>。片桐半右衛門・土倉四郎兵衛の二人が、「たとひ天下之大名いか様に成行、秀吉に一味あるとも、当家ハ礼義のあたる所にまかせ、織田殿の筋目を忘れず、信雄卿に御一味然るへし」と主張したことに対して、伊木忠次は、「今秀吉は当時日本之大名残らす一方

に付て、武略をたくらへ申すとも秀吉勝利有へし、願くハ秀吉に御一味有て、先祖の家を起し、旧功の者をも取立給は、子孫繁栄疑ひ有へからず、たとひ今義のミ守るとも、家を起さん事第一なり」と反論する。結果として、忠次の説得が功を奏し、池田氏は秀吉方として参戦することが決定した。

この史料については、後世の編纂物であるため、無論その内容を鵜呑みにすることはできない。しかし筆者は、伊木忠次が合戦勃発に際しての池田氏の動向に、重要な役割を担ったことは確かであると考ええる。

近年の谷口央氏の研究<sup>③1</sup>によると、秀吉と忠次は極めて親しい関係にあったことが明らかになっている。忠次は、長久手の戦いで戦死した池田恒興・元助亡き後の池田家中において、照政を支える存在として秀吉から期待され<sup>③2</sup>、終戦後には秀吉と直接の知行関係を持つ<sup>③3</sup>など、秀吉から厚く信頼された人物であったことがわかる。こうした秀吉・忠次の関係は、開戦前には形成されていたとみられる。表1を見てみると、天正十一年十二月二十三日に行われた茶会で、秀吉と忠次が同席していた事実を確認することができる。これらを踏まえると、『池田家履歴略記』に記されたようなやり取りが、本当になされたのかは疑問としても、忠次の存在が池田氏の去就に一定の役割を担った事実は、認めてよいのではないかと。

次に同じく織田家の宿老である丹羽氏の場合について考えると、金森長近・蜂屋頼隆という与力の存在が注目される。開戦直後の三

月十三日付で秀吉が長秀に出した書状には、「八ヶ状之御一書旨、一々無残所被仰越様、金五・蜂兩人如被存、入御念候儀と存、涙を翻令満足候」とあり、二人が秀吉・長秀間の連携に、一定の役割を果たしたことがわかる。さらに、この二人の人物も、先の池田氏の例における忠次同様、開戦直前にあたる天正十二年三月二日に、秀吉と茶会に同席した事実が、表1から確認できる。

前章で確認したように、秀吉は天正十一年十月以降、多くの旧織田家臣を、政治的意図をもって、大坂に招待していることが、茶会記から確認できるが、秀吉はこうした多数派工作を展開する一方で、陪臣たちにも誼を通じることで、織田家重臣たちの家中に親秀吉派を形成していったと考えられる。

またこの懐柔策は、信雄の家中に対しても同様に適用されたようである。先に挙げた例と同時期に、信雄配下の武将にも、大坂での茶会への出席が確認できる人物が存在する。表1では、信雄に秀吉への内通を疑われて殺害された津川雄光・岡田重孝らに加え、織田長益・滝川雄利・武田左吉といった、信雄家臣たちを確認することができる。また跡部信氏の研究<sup>⑧</sup>によると、信雄に殺害された三人の宿老たちは、秀吉に人質を出していたことも確認できるといふ。これらを踏まえると、当該期の秀吉は信雄に対しても、家臣団への懐柔に乗り出していたとみることができ。秀吉との関係が悪化していく中で、家中に形成される秀吉支持派の存在を、次第に信雄が危険視するようになったことが推測できる。

## 第二節 脇坂安治の伊賀侵攻策

決裂要因を探るうえで、小牧・長久手の戦いに連動して発生した、秀吉家臣脇坂安治による、信雄領伊賀国への侵攻も極めて重要である。これについては何時侵攻が行われたかをめぐって、議論が展開されている。

藤田氏は、『多聞院日記』天正十二年二月二日条における、「伊賀三郎兵衛城為国衆速時二責取了ト、実否ハ不知者也<sup>⑨</sup>」という記載や、脇坂に関する『寛永諸家系図伝』の記述などをもとに、信雄の支配に反発してきた伊賀国衆を脇坂安治が組織し、信雄配下の武将である滝川雄利が守備する上野城を、開戦に先立つ天正十二年二月に攻め取ったとする<sup>⑩</sup>。

一方で尾下氏は、先述の『多聞院日記』における「実否ハ不知者也」という情報の曖昧さに加えて、次の史料の分析から、脇坂安治による伊賀への侵攻は、開戦後の三月であったとする説を唱えている<sup>⑪</sup>。

### 【史料⑦<sup>⑫</sup>】

近日者不申承候、仍今度家康構表裏、信雄若輩仁与申掠、普代之家老者而三人無謂去六日於長嶋被為切腹候条、不相届儀与存、則至伊賀・伊勢差遣人数候処、(中略)

一伊賀国之事、是又平均ニ申付候事、(後略)

【史料⑦】は、秀吉が佐竹義重に対して、開戦当初の戦況を伝えた書状である。たしかにこの史料の冒頭部分から、ことのなりゆきを検討してみると、尾下氏の説くように伊賀への侵攻時期は、天正十二年三月六日の、信雄による三家老殺害の後であったとみることができる。

これについて筆者は、藤田氏の主張通り、開戦に先立って、二月に脇坂が伊賀に侵攻したとみている。上野城主であった滝川雄利が、開戦に際しては伊勢国松ヶ島城を攻撃しており、三月に脇坂への対応のために伊賀に帰った形跡がないとする藤田氏の主張は従うべきと考ええる。また、若干の私見を加えておくと、【史料⑦】にもみられるように、伊賀国が早々に秀吉方に平定されている事実こそ、脇坂による侵攻策の効力を裏付けるものではないだろうか。つまり、事前に攻撃の足掛かりを得ていたからこそ、秀吉方は伊賀国を容易に制圧することができたのである。

では、秀吉方の史料中に、開戦前の伊賀侵攻が見えづらいついのはなぜか。それは、この侵攻策が陽動作戦としての性格を有していたからである。はじめにでも問題にしたように、秀吉からの宣戦布告は、「謀反人」のレッテルをはられる危険性をはらんでいる。そうなれば、合戦に発展した際、秀吉の立場は極めて危ういものとなる。そのため信雄克服を目指す秀吉は、信雄側が決起し、あくまでそれに応戦したに過ぎないという構図を狙っていたものとみられる。この脇坂安治による伊賀国侵攻策は、信雄の決起を誘発するための陽動

作戦としての意味を持っていた。だからこそ、秀吉は自らの先制攻撃の公表を避け、開戦に至る経緯についても、結果としては、秀吉の狙い通りとなったため、他の織田家重臣たちに、秀吉への批判をさせなかったとみられる。

以上、徐々に悪化していく信雄と秀吉の関係が決裂した要因を検討した。秀吉による織田家臣傘下への懐柔策、陽動作戦としての伊賀侵攻等、複数の要因が積み重なったうえで、信雄は、ようやく秀吉との対決の意思を固め、宣戦布告に踏み切ったのである。

#### おわりに

賤ヶ岳の戦い終結後、織田政権内では依然として、織田家当主信雄を主君として、それを秀吉が執政的立場からサポートする体制が継続されていた。しかし、秀吉の政治的手腕に依拠した「信雄政権」の仕組みが、結果として秀吉中心の政権運営を許すこととなり、天下人としての秀吉の保護を求める、朝廷周辺の動向へとつながったと考えられる。またこの時期、秀吉も天下人になることを標榜したことから、着々と信雄を克服するための材料を揃えていたといえる。これこそがまさに、小牧・長久手の戦いを創出した要因であり、具体的には、二人の関係悪化は天正十一年末、特に十一月中旬に端緒が見られる。その後、秀吉による家臣団への懐柔策、脇坂安治による伊賀侵攻などが要因となって、二人は決裂、三月六日の信雄による秀吉への宣戦布告へとつながる。この時、秀吉は信雄を急速に

排除しようとしたわけではなく、漸次的に関係が悪化していったことに加え、秀吉の思惑通り、表面上は信雄からの手切れとなったため、織田家重臣たちの多くが、秀吉に味方する結果を招いたものと考えられる。

最後に、開戦を決意した信雄の書状<sup>⑦</sup>から、挙兵に至った動機を紐解くことで、本稿の結びとしたい。「羽柴天下之儀恣之働」という文言があるが、そこからは、自身が保証した権限の範疇を超えて、恣意的な支配を展開する秀吉への不満が感じられる。こうした表現は、秀吉の天下を一度受け入れた人物が使用するには不適當といえる。また、開戦当初の信雄・家康方の書状中に、「上洛」関連の文言が多用されている事実注目した、白峰旬氏の研究<sup>⑧</sup>があるが、先の信雄書状も含めて、織田・徳川連合軍は、秀吉との合戦に勝利した後、信雄が上洛することを目的としていたことがわかる。すなわち信雄は、秀吉を打ち倒し上洛することによって、天下の支配者の座にあるべきは自分であるというのを、徹底的に周知させる目的があったと断定できる。

こうした信雄の挙兵意図を踏まえると、小牧・長久手の戦いが、信雄を克服し政権確立を目指す秀吉と、秀吉を打ち倒し改めて天下人としての立場を明確にしたい信雄による、真の天下人を決する争いであったことを知ることができるのである。

## 註

- ① 尾下成敏「清須会議後の政治過程―豊臣政権の始期をめぐって―」（『愛知県史研究』第十号、二〇〇六年、尾下氏A論文）、同「小牧・長久手の合戦前の羽柴・織田関係―秀吉の政権構想復元のための一作業―」（『織豊期研究』第八号、二〇〇六年、尾下氏B論文）、藤田達生「小牧・長久手の戦いと羽柴政権」（同著『天下統一論』塙書房、二〇二二年、初出二〇〇九年）、堀新「日本中世の歴史七 天下統一から鎖国へ」（吉川弘文館、二〇一〇年）、金子拓「秀吉は、本能寺の変後から全国統一をめざしていたのか」（『日本史料研究会編『秀吉研究の最前線』洋泉社、二〇一五年）、谷口央「清須会議と天下篡奪 実像編」（堀新・井上泰至編『秀吉の虚像と実像』笠間書院、二〇一六年）、柴裕之「清須会議 秀吉天下取りへの調略戦」（戎光祥出版、二〇一八年）など。
- ② 註①尾下氏A・B論文。
- ③ 註①藤田氏論文、同『信長革命 「安土幕府」の衝撃』（角川学芸出版、二〇一〇年）。
- ④ （天正十一年）五月八日付香宗我部親泰宛快春書状（『香宗我部家伝証文』、『大日本史料』第十一編之四、四九六頁）。
- ⑤ （天正十二年）正月十一日付兒玉元良等宛安国寺恵瓊書状（『毛利家文書之三』、『大日本古文書』家わけ第八、八六二号）。
- ⑥ 一五八四年一月二十日付ルイス・フロイス書簡（『一六・七世紀イエズス会日本報告集』第三期第6巻、二二三頁）。
- ⑦ （天正十二年）三月七日付香宗我部親泰宛織田信雄書状（『香宗我部文書』『愛知県史』資料編12 織豊2、二九〇号）。
- ⑧ （天正十年）十一月一日付石川数正宛羽柴秀吉書状（『小川文書』『豊臣秀吉文書集』一『五三二号』）。
- ⑨ 谷口央「小牧・長久手の戦いから見た大規模戦争の創出」（藤田達生編『小牧・長久手の戦いの構造―戦場論上―』岩田書院、二〇〇六年）、九五頁。

- ⑩ 加藤益幹「天正十年九月三日付惟住（丹羽）長秀宛柴田勝家書状について」（『愛知県史研究』第十号、二〇〇六年）。
- ⑪ 註⑧史料。
- ⑫ 註①尾下氏A論文、二九―三二頁。
- ⑬ この点については、別稿での論証を期している。
- ⑭ 天正十年十二月二十七日付織田信雄判物写（『松本文書』、『愛知県史』資料編12 織豊2、二五九号）。
- ⑮ 天正十一年正月付織田信雄定書写（『近江八幡市立資料館所蔵文書』、『愛知県史』資料編12 織豊2、二二五号）。
- ⑯ 『多聞院日記』天正十一年閏正月十二日条（『増補統史料大成』40、二六四頁）。
- ⑰ （天正十一年）二月一日付山田三方宛織田信雄書状写（『山田三方宛古文書写』、『愛知県史』資料編12 織豊2、二六二号）。
- ⑱ 中村博司「清須会議体制」下の羽柴秀吉の政治的立場と課題―その居城構築と洛中支配・居所のあり方をめぐって―（同著『豊臣政権の形成過程と大坂城』和泉書院、二〇一九年）。
- ⑲ 註⑥史料。またこの史料の活用についても、註⑩論文においては、記載を重要視するのに対して、同論集所収の註⑨論文においては、同内容を疑問視する見解を示しており、評価が一定していない。
- ⑳ 天正十一年五月廿一日付前田玄以宛織田信雄判物写（『古簡雑纂』、『愛知県史』資料編12 織豊2、二四五号）。
- ㉑ （天正十一年）六月十七日付新発田重家宛佐々成政書状（『石坂孫四郎氏所蔵文書』、『愛知県史』資料編12 織豊2、二四六号）。
- ㉒ （天正十一年）六月十二日付高木彦左衛門尉宛羽柴秀吉書状（『鉄屋水野文書』、『豊臣秀吉文書集』一『七二五号』）。
- ㉓ 註①尾下氏A論文、三二頁。
- ㉔ 天正十一年四月廿七日付溝口秀勝宛羽柴秀吉書状（『溝口文書』、『豊臣秀吉文書集』一『六五七号』）。
- ㉕ 天正拾貳年八月五日付溝口秀勝宛丹羽長秀知行宛行状（『溝口文

豊臣政権成立への歴史的前提

- 書』、『丹羽長秀文書集』二二八号）。
- ②⑥ 『多聞院日記』天正十一年五月二十五日条（『増補統史料大成』40、二九〇頁）。
- ②⑦ 谷口史「小牧・長久手の戦い」（『長久手町史 本文編』長久手町役場、二〇〇三年）、二六九頁。
- ②⑧ （天正十一年）卯月廿八日付佐々成政宛羽柴秀吉書状（『佐々木信綱氏所蔵文書』、『豊臣秀吉文書集』一『六六〇号』）。
- ②⑨ 註①尾下氏B論文、二八頁。
- ③⑩ 「増補筒井家記」（『大日本史料』第十一編之四、五九〇頁）。
- ③⑪ 『兼見卿記』天正十一年六月一日条（『史料纂集』新訂増補兼見卿記 第二、一一五頁）。
- ③⑫ 一五八四年一月二十日付ルイス・フロイス書簡（『一六・七世紀イエズス会日本報告集』第三期第6巻、二二五頁）。
- ③⑬ 『兼見卿記』天正十年八月十三日条（『史料纂集』新訂増補兼見卿記 第二、六七頁）。
- ③⑭ 『言経卿記』天正十年七月十四日条（『大日本古記録』言経卿記 一、二八八頁）、同十月十三日条（同、三二〇頁）など。
- ③⑮ 池享「戦国織豊期の武家と天皇」（校倉書房、二〇〇三年）、四二頁。
- ③⑯ 水野智之「小牧・長久手の戦いと朝廷」（藤田達生編『近世成立期の大規模戦争―戦場論下―』岩田書院、二〇〇六年）、山崎布美「織田信孝の継目安堵―織田権力の終焉をみる―」（『国史学』第二一五号、二〇一五年）。
- ③⑰ 遠藤珠紀「消えた前田玄以」（山本博文・堀新・曾根勇二編『偽りの秀吉像を打ち壊す』柏書房、二〇一三年）。
- ③⑱ 天正十一年九月付外宮引付（『大日本史料』第十一編之五、一二七頁）。
- ③⑲ 中村博司「大坂遷都論」再考―羽柴秀吉の政権構想をめぐって―（同著『豊臣政権の形成過程と大坂城』和泉書院、二〇一九年、

- 初出二〇一六年)。
- ④〇 「柴田退治記」(『続群書類従』第二十輯下 合戦部、一三四頁)。
- ④① 竹本千鶴「豊臣政権の確立と「ゆるし茶湯」の終焉」(同著『織豊期の茶会と政治』思文閣出版、二〇〇六年、初出二〇〇一年)。
- ④② 『多聞院日記』天正十一年十二月晦日条(『増補続史料大成』40、三三三頁)。
- ④③ 天正拾壹年十一月十三日付稲葉伊与入道宛知行目録(『豊後臼杵稲葉文書』『豊臣秀吉文書集』一、八三九号)。
- ④④ 『兼見卿記』天正十一年十一月十六日条(『史料纂集 新訂増補兼見卿記』第二、一五四頁)。
- ④⑤ 『家忠日記』天正十一年十一月廿日条(『増補続史料大成』一九、一七三頁)。
- ④⑥ 註③⑥水野氏論文、八八頁。
- ④⑦ 平野明夫「豊臣政権下の徳川氏」(同『徳川権力の形成と発展』岩田書院、二〇〇七年、初出二〇〇三年)、尾下成敏「天正十年代初頭の羽柴秀吉の東国政策をめぐる一秀吉・家康の「惣無事」を中心に」(『史林』九二巻五号、二〇〇九年)、谷口央「小牧長久手の戦い前の徳川・羽柴氏の関係」(『人文学報』第四四五号・歴史学編第三九号、二〇一一年)、竹井英文「織豊政権と東国社会―「惣無事令」論を越えて―」(吉川弘文館、二〇一二年)など。
- ④⑧ (天正十年)十月廿八日付水谷勝俊宛徳川家康書状写(『譜牒余録』巻五十九、『内閣文庫影印叢刊 譜牒余録』中、八五八頁)。
- ④⑨ (天正十一年)六月十一日付徳川家康宛北条氏政書状写(『古案敷写』『戦国遺文』後北条氏編 第三巻、二五四七号)。
- ⑤〇 『豊臣秀吉文書集』一、七四四・七四五・八一九号。
- ⑤① (天正十一年)十月廿五日付徳川家康宛羽柴秀吉書状(『武徳編年集成』『豊臣秀吉文書集』一、八三三号)。
- ⑤② (天正十一年)十一月十五日付北条氏政宛徳川家康書状写(『持田文書』『戦国遺文』後北条氏編 第五巻、四五三二号)。
- ⑤③ (天正十一年)二月七日付須田満親宛羽柴秀吉書状(『歴代古案』『上越市史』別編2 上杉氏文書集二、二六五五号)。
- ⑤④ (天正十一年)四月朔日付上杉景勝宛佐竹義重書状写(『景勝公御年譜』巻十『上越市史』別編2 上杉氏文書集二、二七一八号)。
- ⑤⑤ (天正十一年)五月二日付上杉景勝宛宇都宮国綱書状(『上杉古文書』『上越市史』別編2 上杉氏文書集二、二七六六号)。
- ⑤⑥ (天正十一年)十月三日付佐竹義重宛上杉景勝書状(『越佐史料』巻六『上越市史』別編2 上杉氏文書集二、二八四八号)。
- ⑤⑦ 小和田哲男「秀吉の天下統一戦争」(吉川弘文館、二〇〇六年、一二二頁)。
- ⑤⑧ 註①堀氏著書、八三頁。
- ⑤⑨ 『上井覚兼日記』天正十二年二月十四日条(『大日本古記録 上井覚兼日記』中、十六頁)。
- ⑥〇 中村博司「本願寺の貝塚・天満移座と羽柴秀吉の紀州攻めについて」(同著『豊臣政権の形成過程と大坂城』和泉書院、二〇一九年、初出二〇一五年)。
- ⑥① 「池田家履歴略記」二(『愛知県史』資料編12 織豊2、七二九号)。
- ⑥② 谷口央「池田恒興・照政と美濃国・三河国―近世大名池田家の創出過程―」(『信長・秀吉・家康と美濃池田家―大御乳・池田恒興・輝政の戦い―』岐阜県博物館、二〇一八年)。
- ⑥③ 年月日不詳羽柴秀吉書状(『侯爵池田宣政氏文書』『愛知県史』資料編12 織豊2、四〇二号)。
- ⑥④ 天正十三年十一月三日付羽柴秀吉判物(『伊木文書』『愛知県史』資料編12 織豊2、一〇一五号)。
- ⑥⑤ (天正十二年)三月十三日付丹羽長秀宛羽柴秀吉書状(『松雲公採集遺編類纂』『豊臣秀吉文書集』二、九六八号)。
- ⑥⑥ 跡部信「服属の作法と人質―家康臣従過程を再検討する―」(同著『豊臣政権の権力構造と天皇』戎光祥出版、二〇一六年、初出二

〇〇六年)。

⑥7 『多聞院日記』天正十二年二月二日条(『増補統史料大成』40、三二九頁)。

⑥8 藤田達生「神君伊賀越え」再考(『愛知県史研究』第九号、二〇〇五年)、九頁。

⑥9 註①尾下氏B論文、二四頁。

⑦0 (天正十二年)三月廿六日付佐竹義重宛羽柴秀吉書状写(『佐竹文書』『豊臣秀吉文書集』二、九九三号)。

⑦1 一五八四年八月三十一日付ルイス・フロイス書簡(『一六・七世紀イエズス会日本報告集』第三期第6巻、二七七頁)。

⑦2 (天正十一年)五月十五日付小早川隆景宛羽柴秀吉書状(『毛利文書』『愛知県史』資料編12 織豊2、二四一号)。

⑦3 註⑦史料。

⑦4 白峰旬「小牧・長久手の戦いに関する時系列データベース―城郭関係史料を中心として―」(藤田達生編『小牧・長久手の戦いの構造―戦場論上―』岩田書院、二〇〇六年)、四五頁。